

**令和 8～10 年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和 8～10 年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙 1「令和 8～10 年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2. 業務に要する費用（見積限度額）

54,300,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

年 度	委託期間	各年度の見積限度額
令和 8 年度	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	18,100,000 円
令和 9 年度	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日	18,100,000 円
令和 10 年度	令和 10 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	18,100,000 円

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 担当部署（問合せ及び提出先）

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5

神栖市役所 市長公室 地域医療推進課 担当：山澤

電話 0299-77-8207 / FAX 0299-90-1324 / E-mail iryo@city.kamisu.ibaraki.jp

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 公告日現在において、令和 7・8 年度神栖市入札参加資格者名簿の役務の提供等に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成 12 年神栖町訓令第 6 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 市内に営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。

5. 日程

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年10月 1日 (水) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和7年10月10日 (金) 午後4時 |
| (3) 質問書提出期限 | 令和7年10月10日 (金) 午後4時 |
| (4) 質問回答 | 令和7年10月15日 (水) |
| (5) 企画提案書等受付期間 | 令和7年10月15日 (水) ~令和7年10月22日 (水) 午後4時 |
| (6) 第1次審査 | 令和7年10月23日 (木) 予定 |
| (7) 第2次審査 | 令和7年10月30日 (木) 予定 |
| (8) 結果通知 | 令和7年10月31日 (金) 予定 |
| (9) 契約締結 | 令和7年11月18日 (火) 予定 |

6. 参加表明書の提出

令和8～10年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託（以下「本業務」という。）に係るプロポーザルへの参加者は、下記に掲げる書類を提出し参加の意向を表明しなければならない。

- (1) 提出書類・必要部数：参加表明書（様式1号）・1部
- (2) 提出期限：令和7年10月10日（金）午後4時
- (3) 提出方法：電子メールのみとし、メールの表題を「プロポーザル参加表明書」とすること（電子メール以外の方法による参加表明は受け付けない）。代表者職氏名の印については、押印のある「プロポーザル参加表明書」をPDFファイルで送信すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※電子メールの受信を午後4時までに本市で確認できた時に、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスへ午後5時までに確認の電子メールを送信する。

- (4) 提出先：神栖市役所 市長公室 地域医療推進課（前記3. 参照）
- (5) 辞退届の提出

プロポーザル参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- ① 提出書類：辞退届（様式9号）・1部
- ② 提出方法及び提出先：プロポーザル参加表明書に準ずる

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年10月10日（金）午後4時
- (2) 提出方法：電子メールのみ

電子メールにより、質問書（様式2号）を添付して提出すること。なお、電子メールの件名は「令和8～10年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

- (3) 提出先：神栖市役所 市長公室 地域医療推進課（前記3. 参照）
- (4) 回答方法

令和7年10月15日（水）までに本市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本業務の仕様書やプロポーザル実施要領に記載する内容の追加又は修正とみなす。

8. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式3号）

代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。

② 会社概要書（様式4号）

③ 業務実績書（様式5号）

下記に示す業務内容と同種又は類似の業務について、過去5年以内（令和2年度以降に終了又は終了予定のもの）の契約実績を各区分に1件記載すること。なお、1件の契約実績を複数の区分に記載してもよい。また、その契約実績と業務内容が確認できる書類（契約書等の写し及び成果品等が分かる資料）を添付すること。

区 分	業務内容
ア 交流会	各自治体における修学生が、初期臨床研修病院の選定や今後所属する医局の選定、病院勤務の状況やキャリア形成等について、地元の医療関係者（医師等）と情報交換する機会の提供（支援）実績
イ 先進地視察	自治体又は初期臨床指定病院を目指す医療機関に対して、若手医師の教育研修活動に必要となる先進的な取組み等を実施している医療機関を視察先としてコーディネートした実績
ウ 合同就職説明会	自治体や初期臨床研修病院等が出展する、医学生や専攻医（後期研修医）等を対象に実施する合同就職説明会の開催実績
エ 情報発信	自治体又は医療機関からの情報発信として、全国の医師・医学生等を対象に医学情報誌やメールマガジン等を活用した実績
オ ホームページの管理運営	自治体又は医療機関の魅力発信や研修会等の開催情報、医師採用情報等について、医師や医学生に向けたホームページを作成し管理運営した実績

④ 業務実施体制（様式6号）

業務の実施体制、分担業務の内容を記載すること。

⑤ 配置予定担当者調書（様式7号）

総括責任者及び担当者の氏名、経歴、実績等を記入すること。なお、業務に関わる保有資格は、証明できる書面の写しを添付すること。

⑥ 再委託調書（様式8号）

業務の再委託を行う場合は提出すること。

⑦ 業務進行スケジュール表（任意様式）

⑧ 企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容に掲げる全てについて、具体的な提案を行うこと。

【作成要領】

- ・用紙はA4版の縦長横書きとする。文字サイズは11ポイント以上とし、見やすいフォントで作成すること。
- ・提案書本文（表紙・目次を除く）は20ページ以内で両面印刷とする。
※A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。（A4サイズに折ること。）
- ・提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ・資料は、必要最低限に留めること。

⑨ 参考見積書（様式10号）

本業務の提案に要する見積価格（税抜き）を記載すること。なお、仕様書の業務区分及び業務内容について、各年度における金額の詳細がわかるように内訳書を添付すること。

(2) 提出部数

(1)の①～⑨の順序で綴じてインデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること（会社名と業務名を記載すること）。

- ・正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・副本 9部（正本の写し）

(3) 提出期間等

① 提出期間：令和7年10月15日（水）～令和7年10月22日（水）午後4時

② 提出先：神栖市役所 市長公室 地域医療推進課（前記3. 参照）

③ 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後4時まで）とする。また、郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

9. 審査方法等

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が第1次審査（書類審査）、第2次審査（本審査）の評価を行い、受託候補者を決定するものとする。

審査の詳細については、「別紙3 令和8～10年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査要項」のとおりとする。

10. 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールと郵送で通知する。

- ・第1次審査結果通知書 令和7年10月23日（木）予定
- ・第2次審査結果通知書 令和7年10月31日（金）予定

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、前記 2. 業務に要する費用（見積限度額）を超過したもの

1 2. 契約

受託候補者を選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により契約締結段階で項目を追加・変更・削除するとともに、契約内容や契約額等の調整を行うことがある。また、受託候補者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1 3. その他留意事項

- (1) 企画提案は、1 者につき 1 案とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 「業務実施体制（様式 6 号）」に記載した配置予定の総括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、神栖市と協議の上、決定するものとする。
- (7) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

1 4. 企画提案書等の著作権の取扱い

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (2) 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例（令和 5 年神栖市条例第 2 号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本業務の受託者の決定前において、その決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。